

児童扶養手当(母子・父子家庭へ向けた手当) 制度の拡充のお知らせ

次のとおり児童扶養手当の制度が拡充されます。

①第3子以降の児童に係る加算額が第2子の加算額と同額に引き上げられます。

区分	令和6年4月分～10月分 (1月あたりの額)	令和6年11月分から (1月あたりの額)
児童1人のとき	全部支給45,500円	全部支給45,500円
	一部支給45,490円～10,740円	一部支給45,490円～10,740円
児童2人のとき	全部支給10,750円加算	全部支給10,750円加算
	一部支給10,740円～5,380円加算	一部支給10,740円～5,380円加算
児童3人以上のとき (1人増すごとに)	全部支給6,450円加算	全部支給10,750円加算
	一部支給6,440円～3,230円加算	一部支給10,740円～5,380円加算

②全部支給および一部支給に係る所得制限額が引き上げられます。

所得制限限度額					
扶養親族等の数 (税法上の人数)	受給資格者(本人)				扶養義務者等 (受給資格者と同 居している父母兄 弟姉妹など)
	全部支給		一部支給		
	令和6年 4月～10月分	令和6年 11月分から	令和6年 4月～10月分	令和6年 11月分から	
0人	49万円	69万円	192万円	208万円	236万円
1人	87万円	107万円	230万円	246万円	274万円
2人	125万円	145万円	268万円	284万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算				

※詳細は町ホームページをご確認ください。

問合せ先 役場 子育て支援課 内線141



公共施設予約システムをご利用ください

お手持ちのパソコンやスマートフォンなどから、簡単に町内の公共施設の空き状況確認や予約申込ができます。ぜひご利用ください。

なお、予約申込には事前に窓口での利用者登録が必要です。詳しくは、お問合せください。

問合せ先

防災コミュニティ(ふれあい)センターについて
公民館について
スポーツセンターについて
多世代交流センターについて

役場 企画政策課 内線126
公民館内 社会教育課 ☎(443)2671
スポーツセンター ☎(443)7077
多世代交流センター ☎(443)0553

